

社会福祉法人みらい 役員報酬規程

社会福祉法人みらい 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条及び第23条の規定に基づき社会福祉法人みらい（以下「当法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に設置される者をいう。
- (5) その他役員とは、当法人の定める規程に基づき、委嘱され職責を担う者をいい、この規定において役員等を含むものとする。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等報酬)

第3条 役員等に対する報酬は、別表1及び別表2に定める額を上限とし支払うことができる。

- 2 当法人の職員として給与の支給を受けている役員には、この規程に基づく報酬の支給はしない。

(出張旅費等)

第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、社会通念に照らして妥当な交通手段に基づき算定する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
- 4 その他の経費については、社会通念に照らして妥当な額を算定する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成28年6月1日より適用する。

この規程は、令和3年3月26日より適用する。

別表1

名 称	報酬（月額）	摘要
理 事 長	400,000円	

別表2

(1) 評議員

区 分	報酬（日額）	摘要
評議員会への出席	5,000円	
その他の法人業務のための出勤	5,000円	

(2) 理 事

区 分	報酬（日額）	摘要
理事会等への出席	5,000円	
その他の法人業務のための出勤	5,000円	

(3) 監 事

区 分	報酬（日額）	摘要
理事会等への出席	5,000円	
監事監査への出席	5,000円	
その他の法人業務のための出勤	5,000円	

(4) その他役員

区 分	報酬（日額）	摘要
当法人の定める規程により委嘱された業務のために必要となる出勤及び会議出席等	5,000円	